

小型船舶操縦士身体検査合格基準

- 1.視力……両眼とも0.5以上(矯正可)。一眼が0.5未満の場合は見える方の視野が左右150度以上
- 2色覚……夜間において船舶の灯火の色(赤・白・緑の識別)
- 3.聴力……5mの距離で話し声が弁別できる(補聴器可)
- 4.疾病及び身体能力……軽症で業務に支障をきたさない、ひとりで船舶の乗り降りや解らん、係留ができる 操縦を含め障害を補える設備の使用可

※ 以上の合格基準に該当しないか、該当するか不明の方、ご心配の方は、条件によって**操縦免許を取得出来ますので医師による身体検査を受ける前に必ずご相談ください**。特に、視力については、一般の内科では視野検査等が出来ない場合がありますので、裸眼で0.5以上ない方は検査に際しては、必ず**0.5以上見える眼鏡等をご持参して下さい**。

上記不合格の方の再検査及び証明書類等と航行限定等について

- 1、視力について:視力に合った眼鏡等の使用により0.5以上の視力を確保して再度視力検査をお願いします。
- 2、色覚について:色弱等の方においては灯色識別検査、塗色識別検査等を別途受けていただくことにより限定無又は限定付きの操縦免許証となる場合があります。
その他の目の疾病等について:緑内障等については、眼科医の業務等に支障無の証明が必要です。
- 3、聴力について:不合格の方は、海洋レジャー安全振興協会の相談コーナーでの身体機能確認状況において限定無又は限定付きの操縦免許証となる場合があります。
- 4、疾病及び身体能力について:不合格の方は、海洋レジャー安全振興協会の相談コーナーでの身体機能確認状況において限定無又は限定付きの操縦免許証となる場合があります。

小型船舶操縦士身体検査証明書について

規定用紙(ダウンロードリンク参考)で、医師(歯科医師を除く)による記入のものを教習時にご提出していただきます。

ご事情により検査を受ける事が難しい場合には、お知らせください。